

分類別熱中症対策事例

5. 救急措置

① 救急措置

【概要】緊急連絡網の作成及び周知労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷し、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。（出典 厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」）

■ 熱中症発症又はその疑い時の措置など

- “こむら返り”や“手足のしびれ”など、現場の判断では軽度の熱中症あるいは熱中症が疑われる症状であっても、躊躇なく救急車を要請するようにしている。救急搬送までに時間がかかることも想定し、待機場所の確保に努めている。（建設業）
- 軽度の熱中症を疑うようなことがあり、現場で回復した作業員については、帰宅後 20 時位に責任者が連絡し、その後の経過を確認している。（建設業）